

労務 ROAD

■キャリアアップ助成金の変更について（令和4年4月以降）

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。** 以下のとおり、令和4年4月1日以降、制度見直しに伴う内容変更を行っていますので、ご案内します。

正社員化コース・障害者正社員化コース

正社員化コースのみ

有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成が廃止されます。

【変更後】		
(1) 有期 → 正規	1人当たり	57万円
(2) 無期 → 正規	1人当たり	28万5千円

両コース共通

正社員定義等の変更（令和4年10月1日～）

変更後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る
-----	--

非正規雇用労働者定義の変更（令和4年10月1日～）

変更後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者
-----	---

賃金規定等共通化コース

これまで共通化した対象労働者（2人目以降）について、1人当たり2万円<生産性向上の場合：2万4千円>の加算がありましたが、この**2人以降にかかる加算が廃止**となります。

賞与・退職金制度導入コース（旧諸手当制度等共通化コース）

諸手当等（賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度）の**制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成**へ見直しが行われます。

	旧制度		新設制度
助成対象制度	① 賞与	➡	① 賞与
	② 家族手当（廃止）		② 退職金
	③ 住宅手当（廃止）		
	④ 退職金		
	⑤ 健康診断制度（廃止）		

※①～④の制度は正社員と共通化必須

（同額または同一の算定方法）

※非正規雇用労働者に対する制度新設

のみで助成可

（正社員との共通化は必須ではない）

なお、こちらのコースも**2人以降にかかる加算が廃止**となります。

短時間労働者労働時間延長コース

◆延長すべき週所定労働時間の要件を緩和（週5時間以上 → **週3時間以上**）

◆助成額の増額措置等を**延長**（令和4年9月末 → **令和6年9月末**（予定））

【厚生労働省より】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000900336.pdf> に詳細が記載されていますので、

ご参照ください。

VOL.791
(2203-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

外出自粛で自宅での食事が
増える中、最近殻付き牡蠣
のお取り寄せにハマってい
ます。3kg購入し、カンカ
ン蒸しや焼きガキを楽しん
でいるのですが、自宅牡蠣
小屋も5回目を迎え、火
入れ具合がパーフェクトに
なりました。友人を呼んで
牡蠣小屋 in 杉島家を開催
したいと企んでいます。

(杉島)

3月労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月、4月の従業員家族の異動確認（就職など）